法務省矯総訓第３２５６号

矯正管区長
行刑施設の長

刑事施設の参観に関する訓令を次のように定める。

平成１８年５月２３日

法務大臣 杉 浦 正 健

刑事施設の参観に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、刑事施設（労役場及び監置場を含む。以下同じ。）の参観を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（参観の機会の提供）

第２条　刑事施設の長は、刑事施設の運営に対する国民の理解と協力を得るため、被収容者（労役場留置者及び被監置者を含む。以下同じ。）のプライバシー等に十分配慮しつつ、刑事施設の参観の機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

（参観の申出）

第３条　刑事施設の長は、刑事施設の参観を申し出る者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

⑴　氏名、職業、住所、電話番号（複数名による参観の場合には代表者のみ）、年齢及び性別

⑵　参観の目的

⑶　参観の希望日時

（参観の許可基準）

第４条　刑事施設の長は、刑事施設の参観を申し出る者が次の各号のいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがないと認めるときは、刑事施設の参観を許すものとする。ただし、刑事施設の参観を申し出る者が１８歳未満のときは、保護者の同意がある場合に限る。

⑴　学術研究のため必要と認める場合

⑵　国民の刑事施設に対する理解を深めるため有益と認める場合

⑶　その他参観を許すことが相当と認める場合

（留意事項の告知）

第５条　刑事施設の長は、刑事施設の参観を許した者（以下「参観者」という。）に対し、事前に、刑事施設の長が定めた留意事項を告知するものとする。

２　刑事施設の長は、参観者が、前項の留意事項に違反した場合、その他刑事

施設の規律及び秩序の維持に支障があると認められる場合には、参観の許可を撤回し、 刑事施設から退去を求め、その他必要な措置を講ずることができる。

（参観の方法等）

第６条　刑事施設の長は、参観の目的、参観者の性別、被収容者のプライバシーの保護その他の事情を考慮し、参観を許す場所、時間その他刑事施設の参観の方法を定めるものとする。

２　刑事施設の長は、参観者に対し、番号札の装着その他の参観者を識別するため必要な措置を講ずるものとする。

３　刑事施設の長は、刑事施設の参観に際しては、参観者に対し、職員による説明、 資料の配布、ビデオの視聴その他の刑事施設の運営に対する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。